

継続

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校長

警察庁丁捜一発第42号
令和8年3月27日
警察庁刑事局捜査第一課長

配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について（通達）

近年、同居する一方の配偶者が、留守中に子を連れて出て行き、以降連絡が取れず子にも会えない、あるいは、別居していた配偶者が、通園する保育園から子を連れ出しそのまま返さないといった訴え出が、子を連れ出された配偶者からなされる例が見られるところである。

この種事案については、重大な被害に発展するおそれもあることから、平成15年3月18日最高裁判所決定（平成14年（あ）第805号）及び平成17年12月6日最高裁判所決定（平成16年（あ）第2199号）をも踏まえ、被害の届出等への適切な対応に遺漏なきを期されたい。

【継続措置状況】

初回発出日：令和5年3月29日

（有効期間：令和8年3月31日）